

[⇒補足2 国庫が負担する費用一覧 参照]

○特別支給の老齢・退職年金

昭和61年の年金改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳の間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金^注」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成26年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

[⇒図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照]

注 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で決定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んで表章している。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

[補正された年金扶養比率 参照]

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、基金代行支給分が含まれている。

○補正された年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除したものである。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金
のことである。

$$\text{補正された年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組となっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除くため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて補正を行ったものである。

【参考】国共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
年金扶養比率	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85
補正された年金扶養比率	3.15	3.01	2.99	2.94	2.83	2.73	2.61

出所 社会保障審議会年金数理部会「財政状況－国家公務員共済組合－」各年度

○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

昭和60年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。基礎年金相当給付費ともいう。

○免除保険料

厚生年金基金ごとに定められている「免除保険料率」に相当する額のことである。厚生年金基金は厚生年金の給付の一部を国に代わって支給（代行給付）することから、加入員の厚生年金の保険料は、代行給付を賄うために必要な保険料率を基に決定される「免除保険料率」を控除した保険料率で計算するものとされている。

注 免除保険料率は現在3.2～3.8%の範囲（7段階）で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、老齢・退年相当に該当しない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

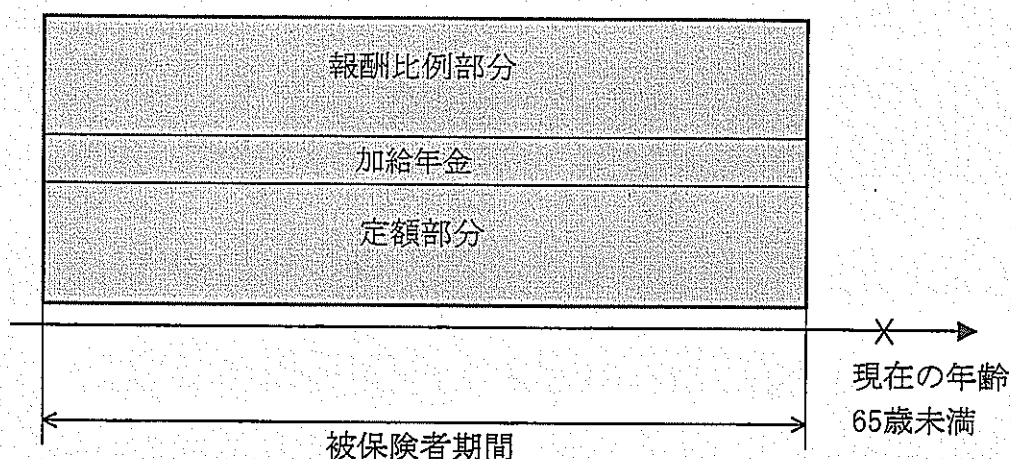
図1 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

1 新法年金

・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者（大正15年4月2日以降生まれ）の老齢・退職年金

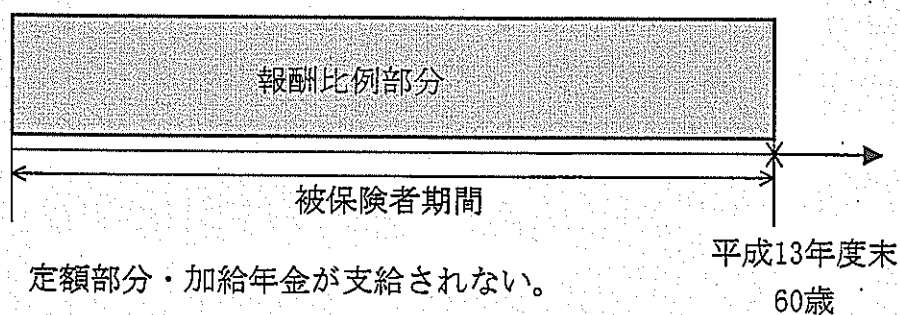
(1) 65歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）



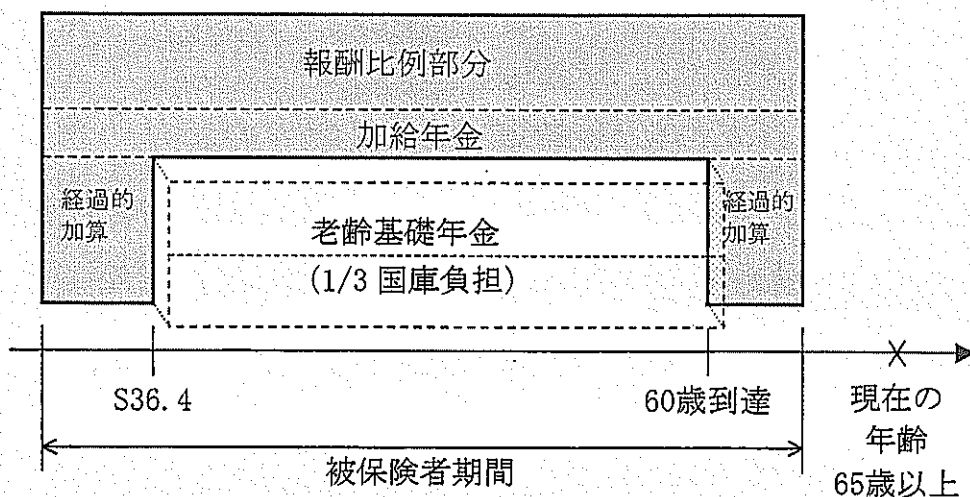
ただし、平成13年度末時点で60歳の者（厚生年金にあっては男性に限る）の場合、定額部分・加給年金の支給開始年齢が61歳である。

被用者年金の額 網掛け部分



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金

被用者年金の額 網掛け部分



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）

被用者年金の額 網掛け部分

